

令和6年度「居住支援法人設立・運営支援アドバイス事業」募集要領

I. 応募の趣旨

平成29年10月に改正された新しい住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者への入居相談や生活支援を担う居住支援法人が法的に位置づけられました。法改正後6年が経過しましたが、その間に居住支援法人数は全国で851（令和6年3月末現在）となり、不動産、福祉、士業関係など様々な法人が居住支援法人の指定を取得しています。特に今年度は住宅セーフティネット制度関連法が改正され、居住支援法人としての役割が明確化されていきます。

法改正後の施行・運用も見据え、住宅確保要配慮者の健康状態等に合わせて必要とされる入居後の生活支援サポートのあり方や、地域の関連諸団体との連携の整備など、居住支援法人の事業活動を推進するための課題があります。

このような状況を踏まえ、全国居住支援法人協議会では関連省庁と自治体等に協力を求めながら、居住支援法人の立ち上げや居住支援事業の運営、地域連携等に対するアドバイザーを派遣する事業を実施します。

II. 支援内容

1. 申請対象団体

- 居住支援法人の指定を申請する予定のある団体
- 居住支援法人の指定を取得後、原則として2年以内の団体
- 居住支援法人及び地域での住宅確保要配慮者支援団体等が連携したネットワーク団体

2. 支援メニュー

メニュー	内容	アドバイザー(予定)
① 法人申請	居住支援法人の申請項目に合わせて当該法人の事業方針を確認し、申請業務をサポートします。	居住支援法人として第一線で活躍している法人・経営者・実務者
② 地域ネットワーク立ち上げ	当該法人による行政との連携体制の構築を支援します。また、行政を含む地域団体との連携ネットワーク（居住支援協議会等）の立ち上げに向けたアドバイスも実施します。全国の事例を共有し、当該法人や地域での取り組みについての推進方法を協議し、令和6年度の行動計画作成をサポートします。	先進的な取り組みをしている自治体行政職員 住宅政策、福祉政策等を専門とした有識者
③ 入居支援・生活支援等の居住支援展開支援	居住支援法人の役割として位置付けられている生活支援の展開手法の設計についてサポートします。全国の他団体の事例等を紹介し、当該法人の特性（福祉系・不動産系等）に配慮しながらサービスメニューの構築を検討し、令和6年度の事業計画作成をサポートします。	居住支援に関わる関係省庁職員 当該エリアの居住支援法人 全居協役員・事務局

※ その他、上記の支援内容に記載されていないものであっても、必要とされる支援が確認された場合は、適宜対応いたします。

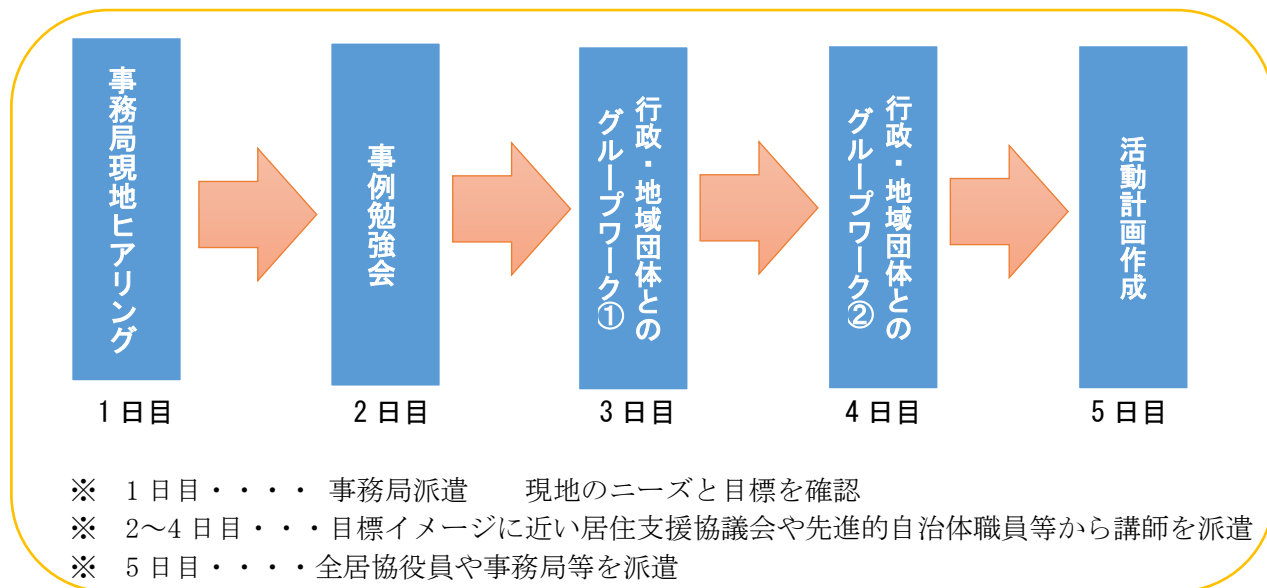
- (1) 申請対象団体「居住支援法人の指定を申請する予定のある団体」はメニュー①と、その他②③からどれか1つを選択してください(必須)。
- (2) 「居住支援法人の指定を申請する予定のある団体」以外の申請団体は、②か③のどれか1つを選択してください。

3. 支援手法

- (1) 支援期間は原則として7月下旬～1月とし、その中で5日間を目安として支援日を設定します。集中して開催するのではなく、支援内容に合わせて日程を設定します。

- (2) 1日目は事務局による調査・ヒアリングとし、そこでの打ち合わせをもとに2日目以降の支援プログラムを設定します。
- (3) 現地での支援は、アドバイザーが「直接支援する」「講義形式で支援する」「オンラインで支援する」など1日目の打ち合わせをもとに設定されたプログラムに応じて対応します。
- (4) メニュー②～③とも、最終的には次年度の計画書を作成し、それを成果物として2月までに事務局に提出いただきます。計画書の作成にあたり、プログラムの設定日以外でも事務局からはメール等でのサポートを実施します。
- (5) なお、支援プログラムとは別に、今回の公募で支援対象となった団体の交流会（9月頃を予定）を開催する予定です。こちらにも参加をお願いします。

<支援イメージ メニュー②地域ネットワーク立ち上げの場合>



4. 応募手続き

(1)募集期間

令和6年6月3日(月)～7月1日(月)10時必着

(2)提出場所・方法

募集期間中に、応募用紙を下記担当部局へ、電子メールにてご提出ください。

(3)提出書類

- 応募用紙(指定フォーマット)
- 申請団体の事業概要(事業実績、直近の決算書、その他団体概要がわかるもの 様式は任意)

5. 事業の選定

地域特性や選定により見込まれる効果などを踏まえ、各支援メニューの合計で最大5団体程度とします。

7月下旬頃を目処に選定結果をメールします。申請団体が多い場合には選定結果が遅れる場合もありますので、ご容赦ください。

※選定に先立って、追加の聞き取りを実施する可能性があります。

※選定されなかった場合にも、提出頂いた応募内容は、必要な範囲で関係省庁や有識者と共有させて頂き、応募者を含めた居住支援活動に取り組む方々の支援に役立たせて頂きます。

<応募用紙提出先・問い合わせ先>

一般社団法人全国居住支援法人協議会

TEL : 03-6273-8660 FAX : 03-3200-6134 E-mail : info@zenkyokyou.jp

ホームページ : <https://www.zenkyokyou.jp/>